

第5回北広島市行財政構造改革委員会

と き 平成15年11月14日(金)15:00から
ところ 北広島市役所 本庁舎 2階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 協議事項

(1)財政健全化推進チーム

補助金・交付金の取扱の方向性について

受益と負担検討部会の取組状況の報告

(2)行政運営システム改革推進チーム

行政の守備範囲の考え方について

3 その他

これまでの議論などを踏まえ、今後の補助金等の取扱の方向性を次の通りとする。

1 『北広島市補助金等に関する基準』の策定

補助金の対象となる事業は、客観的に見て公共性、公益性を有することあるいは市民の福祉の向上に効果が認められること等の基本的な考え方が整理されていることが必要である。

また現状では交付に関する事項について、統一的な考え方が定まっていない補助金等が存在している。

このような状況を踏まえ、補助金の運用を明確にするための基準づくりが必要である。

(基準に反映すべき内容)

原則として運営費補助から事業費補助へ切り替え

補助金の使途の透明化や適正な執行を図るため、原則として運営費補助を廃止し事業費補助に切り替えることとし、定率もしくは定枠の補助金とする。

ただし、市が育成すべきと判断される団体及び公益性のある団体等へは運営費の一部を補助することができる。

この場合の統一的な交付基準には、補助対象事業及び経費 補助金の上限額 補助年限などを定める。

(長期継続)補助金等の終期設定

補助金等は、団体などの事業が確立するまでの援助であるべきだが、市単独補助金において、終期設定がなされていないものが多いことから終期設定を行う中で効率的、効果的な補助金の交付を行う。

- ・ 国・道補助事業に関連する補助金の交付期限は、終期を国・道の制度に合わせること。
- ・ 長期に継続されている補助金については、今後設置する(仮称)補助金等審査会において、継続すべきかどうか審査する。(債務負担行為に基づく補助金等は除く)
- ・ 新規の補助金を含め、継続されている補助金は、原則として3年間を補助期間とする。

ただし、補助期間終了後に、その補助事業のあり方を総合的に審査し継続が必要かどうか判断する。

原則として、団体事務の行政部局への委任の禁止

補助金の本来の趣旨(行政がカバーできない領域への補助)からも、行政改革・効率化の観点からも、原則として団体事務の行政部局への委任を禁止する。

・この場合、団体の組織育成のため指導の強化を図るとともに、止むを得ず市において事務局を担うか、市の直接事業化あるいは委託化などを検討する必要がある。

類似補助金等の統廃合

補助金の交付先や内容の類似している補助金については、統廃合を基本とし事務や補助に要する経費の効率化を行う。

補助金等の審査方法の確立

すべての補助金を審査することを基本に公共性、公益性をチェックする中で判断できる内容とする。

- ・ 透明性と厳正な評価に適した補助金申請書(申込書)及び明細書等の新書式の採用(予算要求時における書式の見直しも含む)
- ・ 補助金を審査するための新たな(仮称)補助金チェック表の導入
- ・ 団体等の会計処理及び使途が適正であること。
- ・ 補助金執行後の事後チェック体制の強化を図る。

2 市民などによる補助金等を審議・答申する機関の設置

平成 16 年度実施する補助金等の事業評価の実施にあわせ、その評価に基づき補助金の内容を審査する機関として、市民などによる補助金等を審議・答申する機関を設置する。〔公募型補助金の審査を含む〕

- ・ 審査する範囲は、既に交付されている 債務負担行為に基づく補助金
市の条例に根拠を置く補助金 補助対象事業の一部に国・道補助金を伴う補助金 市の委託的補助金などのような行政を補完する補助金を除くこととする。

〔設置にあたっての留意事項〕

- ・ 審査にあたっては中立性が確保されなければならない。
- ・ 補助金の公共性、公益性をチェックすることによる客観性の確保
- ・ 審査範囲の特定
- ・ 一定額以上の補助金に対するヒアリング等の実施

3 『公募型補助金』制度の導入

市民の公益・公共部門などへの積極的参加・協力を支援するために、「公募型補助金制度」を導入する。

この補助金の財源枠は、補助金の基準づくりなどによって見直した経費の一部を充てる。

〔導入するにあたっての留意事項〕

- ・ 年度ごとの総枠設定
- ・ 公募範囲の特定
- ・ 要綱・要領の作成

受益と負担検討部会の取組状況の報告

1. 負担金・分担金の検証

一部事務組合及び各種協議会負担金は、当市の財政状況を踏まえこれまでそれぞれ予算編成段階において、負担金の削減及び団体からの脱会等の見直しを行ってきた。

しかし、地方行政を取り巻く環境の変化は著しく、特に財政環境は予断を許さない状況にある。

当市でも、事務、事業の評価を含め、財政の健全化等様々な分野での行政改革を実施し、厳しい時代の変化に対応することが求められている。

このため、当市が加盟している団体等に対しても事業の効率化及び経費の削減を求める（統一仕様の要望書を各団体へ提出済み）とともに、加盟の効果について再度検証を行う。

一部事務組合について

一部事務組合については、組合自らが業務の見直しや事務の効率化を図り、より一層の負担金の軽減を図るよう構成団体として組合に対して要望していくこととする。

特に道央地区環境衛生組合については、社会環境の変化（構成団体の下水道の普及等）に伴い、設立当初の状況とは大きく異なることから、し尿処理のあり方について再検討するとともに、し尿処理費用の有料化や委託化などより一層の効率化を図り、負担金の軽減を図るよう組合に対して要望する。

政策形成行為等に係る協議会等負担金について

政策形成行為等（全国・全道議会議長会、全国・全道市長会など）に係る協議会等負担金については、平成 14 年度において各担当課が行った検証結果では、「見直しを行わない」と判断したものが多数となっている。

本部会としては、各担当課に対して、改めて加入意義の再検討や現在の経済状況等を勘案した負担金の減額について協議会等に対し、要望していくこととする。

その他の協議会等負担金について

その他の協議会等負担金としては、特定の行政分野に係るもの（北海道公平委員会連絡協議会など）、特定目的の推進にかかるもの（北海道新幹線建設促進札幌圏期成会など）その他のもの（地方債協会、建築確認支援システム運用協議会など）に分類される。これらの協議会等については、それぞれの目的が明確であるなど様々な状況にあるが、改めて加入意義の再検討や他の方法による情報入手の検討等、積極的に脱会に向けた検討を各担当課で行う事とする。また脱会等が困難な場合にあっては、現在の経済状況等を勘案した負担金の減額について協議会等へ要望していくこととする。

2. 使用料・手数料の検証

使用料及び手数料の基本的考え方は、受益者負担が原則である。

市は市税を市民サービスの根源的な財源としているが、全てのサービスを市税により賄うのは困難である。そこで、施設の維持管理費等にかかるコストについては、地方自治法に基づき、施設利用の対価として、利用者から徴する使用料等により、コストの一部を賄っている。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保されるものと考えられる。これが受益者負担の考え方である。

そこで、市が経費の縮減に努めることは当然として、今後も「受益者負担の原則」に基づき、「原価」について受益者に応分の負担を求めることとする。

このような考え方から、受益を受ける利用者については原則無料から有料を基本とし、合わせて「減額・免除制度の見直し」を行っていく。

(今後実施する内容)

現在負担を求めている使用料・手数料については、その管理コストや原価等の状況を再検討し、他市町村の状況等を踏まえて、適正価格の検証を行う。

現在無料で提供している特定者への行政サービスについても、原則有料化の検討を行う。特に家庭系廃棄物については、今後広域処理が想定されていることから、有料化とともに減量化等の施策を含め検討する。

使用料や手数料等ではないが実質的に利用者等の負担があるものについても、使用料や手数料と同様に原価等の状況を再検討し、適正価格の検証を行う。(例としては、配食サービス利用料、各種健診負担金、学童クラブ保護者負担金等)

3. 扶助費

国における社会保障制度改革が進められるなか、今後の福祉施策についてはサービスの質や量の充実とともに、将来のニーズや社会状況の変化に対応できるよう、柔軟性のある効率的で効果的な施策の構築とその推進が求められている。また、個人レベルにおいては、福祉サービスの利用方法がこれまでの措置制度から契約(支援)制度へと転換され、利用者負担についても、無料又は定額負担から有料又は応能応益負担へと変化するなど、一人ひとりの自立意識を基本として、利用者としての権利と自らの選択責任が問われる時代となっている。

このような状況のもと、自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合にそれを支えていく仕組みを整えていくことが重要な課題となるが、この仕組みは行政のみならず、市民や地域、事業者など社会の構成員がそれぞれの役割を担い、責任を果たしていかなければならない。

こうした考え方を基本として、本市の福祉行政における扶助費の見直しを行う。

要介護者や障害者、低所得者など、いわゆる要支援者を支える仕組みとしては、生活保護など国制度を基本としたセーフティネットが機能しており、

これらの制度については、国が法などによって基準を定め、財源負担等については国・道・市がそれぞれの責任と役割を担っている。

また、こうした基本の制度に加え、市においては要支援者に対する国・道制度を上回る追加的施策（上乘せ・横だし）を実施しており、それぞれ対象者の状況に応じた目的に沿って、これまで一定の成果をあげてきた。

こうした市独自の追加的施策の中には、高度経済成長期に不十分であった国・道基準を補完する目的で現在に至っているが、現在、国・道制度が充実してきたため、市独自の追加的施策は「不十分な制度の補完」から、「市独自の付加的な高次元のサービス」といった位置づけに変化しつつあるものがある。このため、「市独自の付加的な高次元のサービス」については、当該事務事業の必要性や納税者等市民の理解・納得のあり方によってその水準を必要に応じて見直していくことが求められている。

現在実施している扶助的サービスのうち、

国や道の基準を上回っているもの。
国や道補助が打ち切りになったものを単独で実施しているもの。
市独自で助成をしているもの。

を基本に

- A 社会情勢の変化により必要性や効果が薄れていないか。
- B 効果に対し、費用や手間が過大となっていないか。
- C 他に似たような効果のある制度はないか

について今後検討を行う。

行政の守備範囲の考え方

近年、地方自治を取り巻く環境は少子高齢化や情報化社会、地球環境問題などめまぐるしく変化し、市民の行政需要は複雑・多様化するとともに増加の一途をたどっています。

また、長引く経済の停滞から市税収入が減少し、国庫支出金や地方交付税の見直しが行われており、地方財政の悪化は避けられない状況にあり、これまでの行政運営では多種多様化した「市民ニーズ」に対応しきれなくなってきました。

一方、地方分権の推進が図られるとともに、公的部門と民間部門との役割分担に新しい考え方が導入されてきており、国においては民間事業者への規制緩和を一層拡大するとともに、公共施設の建設や運営について、民間部門の資金、経営能力、技術力を活用する新たな枠組みの整備（PFI）や、NPO 活動推進のための法整備が行われるなど、これまで行われてきた行政と民間の役割分担を再検討する状況が生まれてきています。

こうした中、本市では平成15年度から新たな行財政構造改革に取り組んでおり、その一環として行政運営システムの改革について検討を進めていますが、市が行う施策事務事業について「行政が行わなければならない仕事は何か」「行政はこの仕事に関与すべきか」という原点に立ち返った基本的な視点が必要不可欠となっており、また、NPO 等との市民との協働も新たな課題となってきました。

別紙の行政の守備範囲検討フローは市の関与の必要性や実施主体の妥当性など行政の守備範囲の基本的事項を整理するためのものであり、政策評価の実施や施策・事務事業の点検、検証、見直し等を進める際の一助にするものです。

行政の守備範囲の考え方

